

す ず 心

平成18年1月1日制定

日本すず心連盟

# 日本すず心連盟規約

平成18年1月1日 制定

(すず心)

第1条 すず心(すずこ)とは、平成17年、鳥取県イナバ地方で考案された民族楽器であります。傘踊りに使用する鈴を、手のひらサイズの木の板に3ヶ所大、中、小の穴を練り抜き、それに3個、2個、1個の鈴を取り付け、踊りながらそれを振ることにより鈴の音色でリズムを取ります。

(趣 旨)

第2条 鈴の音は、人の心を癒し、安らぎを与えてくれます。すずのひと振りは、老若男女の人を呼び、仲間をつくり、時には励まし勇気を与えてくれます。そうしたすず心は、人をつくり育て、青少年の健全育成にもおおいに貢献できるものと思います。

(事務所)

第3条 日本すず心連盟(以下「連盟」という。)の事務所を次のとおり会長宅に置きます

岡山県津山市林田318-7

(活 動)

第4条 連盟の活動は、次のとおりとします。

- ① 国内外における活動
- ② 各地域において地域に密着した活動
- ③ インストラクターの養成育成と講習会の開催
- ④ 小中学校への協力補助
- ⑤ その他必要な活動

(役 員)

第5条 連盟に次の役員を置きます。

- |        |     |            |     |
|--------|-----|------------|-----|
| ① 特別顧問 | 若干名 | ⑥ 広報員      | 若干名 |
| ② 顧問   | 若干名 | ⑦ インストラクター | 若干名 |
| ③ 会長   | 1名  | ⑧ 連合及び支部   | 若干名 |
| ④ 副会長  | 1名  | ⑨ 事務局      | 1名  |
| ⑤ 理事   | 若干名 |            |     |

2 会長は、連盟を代表します。

3 副会長は、会長事故あるときに代行するものとします。

4 理事は、参加団体及び個人のなかから選出し、会長から提案された事項について審議するとともに、連盟の運営に参加します。

5 広報員は、会長が指名し、連盟の啓発活動を行います。

6 インストラクターは、参加団体のなかから若干名を推薦し、連盟の普及啓蒙と会員及び要請があった者へのすず心踊りの指導にあたります。

7 特別顧問及び顧問は、会長が指名し、理事の承諾を得て連盟の普及啓蒙と助言を行います。

8 連合及び支部は、会長が提案し、役員会で審議決定するものとします。

9 事務局は、会長が指名し、連盟の事務と普及を行います。

10 上記第1項各号の役員の任期は、2年とし再任を妨げないものとします。ただし、役員に変更が生じたときは、前任者の残任期間とします。

#### (会 員)

第6条 会員は、第2条の趣旨に賛同する方をもって、正会員と準会員で構成します。

2 正会員は、すず心とハッピーをセットでご購入いただいた方とします。

3 準会員は、すず心のみご購入された方とします。

#### (会 費)

第7条 正会員及び準会員は、会費は無料です。ただし第4条による活動に対しては、連盟の支持した実費を徴収する場合があります。

#### (会 議)

第8条 会議は、正副会長及び理事で構成した役員会で行い、会長が必要に応じて随時開催するものとします。

2 役員会の開催は、会長が召集し、議長を務めます。

3 役員会を開催する暇がないときは、持ち回り会議とし、必ず会長が指示します。

4 役員会は、次の重要な案件を決めます。

① 連盟活動のスケジュール

② インストラクターを指示し、指導及び練習日程の調整

③ 連盟の解散等を含めた重要な事項

④ その他連盟に関し他から要請のあった重要な事項

#### (事業年度)

第9条 連盟の事業年度は、1月1日に始まり、12月31日までとします。

#### (その他)

第10条 この規約に無い事項が生じたときは、役員会において決めるものとします。

#### 附 則

1 この規約は、平成18年1月1日から適用します。

2 初年度の役員を選任については、会長に発起人宮坂流津山銭太鼓保存会々主宮坂身志が充たり、副会長には発起人日本郷土芸能交流協会理事坂田偉八が充たります。また理事については、賛同いただいた参加団体の代表をもって運営にあたります。

3 特別顧問、顧問、インストラクター、連盟及び支部、広報員そして事務局は、別表のとおりです。

## 別 表

## 日本すず心連盟役員一覧表

事務所 岡山県津山市林田 3 1 8 - 7

役職名	氏 名	都道府県名	所属団体名	備 考
特別顧問	花 柳 糸 之	東京都	花柳糸之社中主宰	
顧 問	竹 内 功	鳥取県	鳥取県鳥取市長	
顧 問	福 本 登	鳥取県	すず心考案者	
会 長	宮 坂 身 志	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会々主	
副 会 長	坂 田 偉 八	岡山県	日本郷土芸能交流協会理事長	
理 事	稲 葉 英 子	静岡県	稲葉流銭太鼓主宰	
理 事	内 田 寿恵美	岡山県	笠岡銭太鼓寿会主宰	
理 事	神 原 彰	岡山県	岡山民謡松玉会主宰	
理 事	河 本 真 司	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会理事	
理 事	近 藤 峰 子	岡山県	銭太鼓八峰会主宰	
理 事	原 田 直 希	広島県	民謡直希会主宰	
支部連合	門 脇 陸 男	宮城県	民謡門脇会主宰	宮城県支部
支部連合	藤 山 進	東京都	民謡藤山会主宰	東京都支部
支部連合	西 田 美 和	東京都	民謡丹西田会	東京都支部
支部連合	谷 田 節 子	奈良県	いこま銭太鼓主宰	奈良県支部
支部連合	橋 本 美 寿	福岡県	民謡橋本会主宰	福岡県支部
支部連合	宝 門 加津子	三重県	宮坂流三重連合会長	三重連合
支部連合	山 本 好 江	香川県	宮坂流香川連合会長	香川連合
支部連合	高 田 綾 女	岡山県	宮坂流本部本部長	岡山連合
広 報 員	山 田 寿 子	岡山県	銭太鼓八峰会	岡山県東部担当
事 務 局	安 東 保 夫	岡山県	宮坂流事務局	

※ この役員一覧表は、平成18年1月1日に選任され、平成18年8月 日に追加選任の予定であります。

## 別表

## 日本すず心連盟インストラクター名簿

平成18年1月1日制定

種 類	氏 名	都道府県	所属団体	備 考
インストラクター	宮 坂 勇 輝	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会	
	宮 坂 麻 子	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会	
	松 田 恵 子	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会	
	井 谷 純 子	兵庫県	宮坂流銭太鼓兵庫連盟	
	横 田 照 美	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会	
	藤 原 美恵子	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会	
	松 本 百合子	兵庫県	宮坂流銭太鼓兵庫連盟	
	国 米 百合子	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会	
	松 尾 光 恵	岡山県	宮坂流津山銭太鼓保存会	
	小 山 美津子	岡山県	笠岡銭太鼓寿会	
	小 林 禮 子	静岡県	稲葉流銭太鼓	
	東 森 素 子	岡山県	岡山民踊松玉会	
	阿 部 愛 子	岡山県	岡山民踊松玉会	
	安 田 美都子	岡山県	岡山民踊松玉会	
	亀 山 敬 子	岡山県	岡山民踊松玉会	
	多 賀 敏 子	岡山県	岡山民踊松玉会	
	高 崎 美代子	岡山県	岡山民踊松玉会	
	平 田 美穂子	岡山県	岡山民踊松玉会	
	中 田 裕 子	岡山県	岡山民踊松玉会	
	近 藤 記巳子	岡山県	銭太鼓八峰会	
	森 慶 子	岡山県	銭太鼓八峰会	
	根 元 悦 子	岡山県	銭太鼓八峰会	
	川 田 悦 子	岡山県	銭太鼓八峰会	
	蟻 正 道 代	岡山県	銭太鼓八峰会	
	出 井 襟 子	岡山県	銭太鼓八峰会	
	上 岡 利 子	岡山県	銭太鼓八峰会	

# 日本すず心連盟組織図

